

合併公告及び株式譲渡制限設定につき株券提出公告

平成 24 年 12 月 12 日

群馬県桐生市美原町 4 番 2 号
株式会社やすらぎ
代表取締役 新井 健資

当社は、平成 25 年 1 月 21 日を合併の効力発生日として、日本住宅再生株式会社（本店所在地：東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号 虎ノ門タワーズオフィス 17 階）を吸収合併することといたしましたので公告いたします。

これにより、当社は日本住宅再生株式会社の権利義務全部を承継して存続し、日本住宅再生株式会社は解散することとします。

また、当社は平成 24 年 12 月 21 日開催予定の臨時株主総会及び同日開催予定の A 種種類株主総会において、合併の効力発生を条件として、合併と同日付で、当社の株式の全部に譲渡制限を付する旨の定款変更を行います。

記

1. この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
2. 当社の株券を所有する方は、株式譲渡制限の定めの設定の効力発生日である平成 25 年 1 月 21 日までに当社にご提出ください。
3. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりであります。

(当社)

金融商品取引法による有価証券報告書を提出しております。

(日本住宅再生株式会社)

掲載紙 官報

掲載の日付 平成 24 年 6 月 20 日

掲載頁 号外第 134 号 98 頁

以上